

ADR の概要
(ソフトウェア ADR セミナー)

2007 年 3 月 23 日
一橋大学 山本和彦

1 ADR とは何か？

(1) ADR (Alternative Dispute Resolution) の意義

- ・ 何に代替するか (何の “alternative” か) ?
- ・ 最広義 (裁判上の和解を含む) = 「判決」に代替
- ・ 広義 (裁判所調停を含む) = 「訴訟」に代替
- ・ 狭義 (民間型・行政型のみ) = 「裁判所の手続」に代替
- ・ 訴訟との相違: 合意の存在 (手続前の合意 = 仲裁、手続後の合意 = 調停・斡旋)

(2) ADR の種類

- ・ 設置主体による分類: 司法型、行政型、民間型 (公益型・業界型・営利型)
- ・ 手続の中身による分類: 仲裁、調停、斡旋、相談等

(3) ADR の利点

- ・ 簡易・迅速性、廉価性、秘密性、専門性、宥和性、柔軟性 (ADR 法 3 条)
- ・ ADR の利点がある分野: 少額紛争、企業秘密紛争、プライバシー紛争、知的財産紛争、建築紛争、医療紛争、家族間紛争、隣人紛争、中小企業間紛争等

2 仲裁

(1) 仲裁手続の意義

- ・ 民事上の紛争の解決を当事者が合意により仲裁人に委ね、その判断に服すること
- ・ 仲裁法 (2004 年施行) により規律: 原則として個々の ADR 機関の規則に委ねる (デフォルト・ルールが中心) が、一定の範囲で強行規定を含む
- ・ 仲裁合意の存在 = 妨訴抗弁 (仲裁法 14 条)
- ・ 適用されない紛争類型: 和解できない紛争、離婚・離縁 (仲裁法 13 条)
- ・ 仲裁合意 ⇒ 仲裁人の選定 ⇒ 仲裁手続 ⇒ 仲裁判断: 執行力・既判力 (仲裁法 45 条)

(2) 仲裁手続の利点・欠点

- ・ メリット: 迅速性、専門性、秘密性、柔軟性 (主に手続)
- ・ デメリット: 仲裁合意の調達の困難、(場合によって) 費用

3 調停・斡旋

(1) 調停・斡旋手続の意義

- ・ 民事上の紛争について、当事者が中立の第三者に合意による解決の仲介を委託し、当事者間の和解による解決を模索すること
- ・ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 法、2007 年 4 月施行）：民間紛争解決手続の業務の認証制度を創設
- ・ 認証 ADR 合意の存在＝訴訟手続中止の可能性（ADR 法 26 条）→最終的に和解合意が成立しなければ、紛争は解決しない
- ・ 適用されない紛争類型：和解できない紛争（ADR 法 2 条 1 号）
- ・ 和解合意：民法上の和解としての効力→執行力・既判力はない
- ・ 認証 ADR の効果：弁護士法 72 条の適用除外、時効中断効等

(2) 調停・斡旋手続の利点・欠点

- ・ メリット：簡易・迅速性、専門性、秘密性、廉価性、柔軟性（手続・解決内容）、宥和性
- ・ デメリット：調停合意・和解の調達の困難、強制力の不存在（証拠収集、解決結果）